

■ 10の秘選定基準

国税当局が富裕層の課税強化に乗り出している。1月に所得税や相続税の最高税率を引き上げ、7月には有価証券1億円以上の保有者の海外移住による課税逃れを防ぐ「出国税」を導入した。国の借金が1000兆円を超えるなか、「取れるところから取る」という強い姿勢が垣間見える。

国税当局が注視する富裕層(大口資産家)とは、その選定基準が取材で明らかになった。

国税庁は、職員向けに税務調査の事務マニュアルに当たる「個人課税事務提要(事務手続編)」という文書を作成している。日本経済新聞の「税金考」取材班が情報公開請求したところ、開示された文書にある大口資産家の選定基準の部分は、「正確な事実の把握を困難にする恐れがある」との理由から「黒塗り」され、非開示だった。

国税照準「富裕層2万人」

大口資産家の主な選定基準	
①有価証券の年間配当4000万円以上	
②所有株式800万株(口)以上	
③貸金の貸付元本1億円以上	
④貸家などの不動産所得1億円以上	
⑤所得合計額が1億円以上	
⑥譲渡所得及び山林所得の収入金額10億円以上	
⑦取得資産4億円以上	
⑧相続などの取得財産5億円以上	
⑨非上場株式の譲渡収入10億円以上、または上場株式の譲渡所得1億円以上かつ45歳以上の者	
⑩継続的または大口の海外取引がある者、または①～⑨の該当者で海外取引がある者	

※取材に基づいて作成

主な基準は「経常所得の合計金額1億円以上」「相続(遺贈)財産5億円以上」「有価証券の年間配当等の収入金額4千円以上」「所有株式800万株(口)以上」「貸金の貸付元本1億円以上」など。

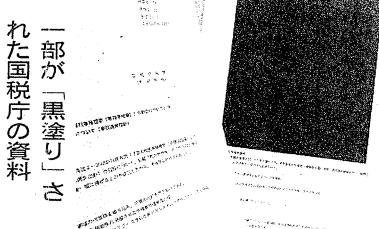
「継2(けいに)」。税務署では大口資産家の人の取引内容を報告す

○Bらに取材した結果、「継続2管理事案」といって、国税当局による大口資産家の「10の選定基準」が判明した。

「7年一巡」日安

このため、複数の国税資産状況などの資料をO Bらに取材した結果、「継続2管理事案」という区分で管理するため、大口資産家はそう呼ばれている。ある国税O Bは「各税務署は継2の『個人調査ファイル』を作り、

課税強化でにらみ合い



一部が「黒塗り」された国税庁の資料

る「支払調書」などの資料を基に対象者を抽出。その中から保有資産の収益性や流動性が高い人物を重点対象としてリストアップし、「7年一巡」を自安に税務調査している。別の国税O Bは「富裕層の多い東京では対象者を絞り込むため設定金額を高く設定している。地方では東京の半額程度でも対象者になる可能性が大きい」と指摘する。今回明らかになった選定基準などについて、国税庁は「コメントは差し控え

る」としている。

納税額の18%所得1億円超の納税者は、約623万人の納税者全体会のわずか0・3%にすぎないが、納めた所得税額は全体会の18・3%に当たる9820億円に上った。富裕層は国内外に資産を持ち、高度な節税対策を講じているケースが多いため、国税当局は税務調査の体制も強化している。

各税務署では約10年前まで所得税などを担当す

真相 深層

る「支払調書」などの資料を基に対象者を抽出。その中から保有資産の収益性や流動性が高い人物を重点対象としてリストアップし、「7年一巡」を自安に税務調査している。別の国税O Bは「富裕層の多い東京では対象者を絞り込むため設定金額を高く設定している。地方では東京の半額程度でも対象者になる可能性が大きい」と指摘する。今回明らかになった選定基準などについて、国税庁は「コメントは差し控え

る」としている。

納税額の18%所得1億円超の納税者は、約623万人の納税者全体会のわずか0・3%にすぎないが、納めた所得税額は全体会の18・3%に当たる9820億円に上った。富裕層は国内外に資産を持ち、高度な節税対策を講じているケースが多いため、国税当局は税務調査の体制も強化している。

各税務署では約10年前まで所得税などを担当す

(高岡憲人)